

離婚届

※窓口にお越しの際は、**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）をお持ちください。

※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は取扱いできない手続きがあります。

離婚届出後、お子さんを離婚後の母（父）の戸籍に入れるためには・・・

①家庭裁判所への許可申立

- * 申立人は、入籍する子(15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人)
- * 持参する書類
 - 離婚後の子および母(父)の戸籍謄本 84円切手
 - 手数料(1名につき800円の収入印紙) 認印 など
- ※詳しくは、松山家庭裁判所 家事事件受付係(電話:089-942-0077)

②松山市役所への入籍届

- * 届出人は、入籍する子(15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人)
- * 持参する書類
 - 入籍届
 - 子および母(父)の戸籍謄本(最新)※本籍が松山市の場合不要
 - 子の氏の変更許可審判書の謄本

関連する主な手続き

の項目については、市民課・各支所で手続きできます。

※項目内の㊦は市民課、㊧は中島支所、㊨は北条支所です。

項目	内容【 】内は、必要なもの	担当課 (市外局番 089)	
<input type="checkbox"/> 戸籍	* 届出した市区町村と本籍地が異なる場合、戸籍の反映に1週間程度必要	市民課 〈戸籍〉	
<input type="checkbox"/> 住民登録	○(住所や世帯主を変更する場合)住民異動届 * 届出人が代理の場合【委任状】 * 離婚届を提出した市区町村と住所地が異なる場合は、住民票の反映に1週間程度必要	948-6344 〈住民記録〉 948-6337 (本館1階)	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	○(氏名・住所が変更になる場合)券面記載事項変更届【マイナンバーカード・暗証番号】 * 原則本人または同一世帯員に限り手続き可能	市民課 948-6569 (本館1階)	
	<input type="checkbox"/> 電子証明書		○(氏名・住所が変更になる場合)署名用電子証明書発行申請【マイナンバーカード・暗証番号】 * 代理人による申請は、市民課のみで手続き(発行までに日数が必要)
<input type="checkbox"/> 通知カード	○手続きは必要ありません。 * 券面記載事項変更は法改正により廃止されました。		
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	○(氏名・住所が変更になる場合)券面記載事項変更届【住民基本台帳カード・暗証番号】 * 原則本人または同一世帯員に限り手続きが可能	市民課 948-6337 (本館1階)	
健康保険	<input type="checkbox"/> 松山市国民健康保険	○(氏名・住所等が変更になる場合)変更届【国保証】 * 限度額適用認定証をお持ちの場合も同様 * 保険料の再計算が必要になる場合があります。 ◆他の保険から松山市国民健康保険に加入する場合 ○加入手続き【資格喪失証明書】 ◆松山市国民健康保険から他の保険に加入する場合 ○新しい保険証ができてから、資格喪失届【国保証・新しい保険証】 * 新しい保険資格ができた後に国保証を使用して医療機関等にかかった場合、松山市が負担した医療費を請求させていただくことがあります。	国保・年金課 948-6363 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者療養	○(氏名・住所等が変更になる場合)新しい被保険者証は後日郵送で届きます。お持ちの被保険者証はお返してください。 * 限度額適用認定証をお持ちの場合も同様 * 世帯状況の変化により被保険者証の負担割合変更、限度額適用認定証の区分変更(又は非該当)になる場合があります。	高齢福祉課 948-6941 (別館2階)
	<input type="checkbox"/> その他の健康保険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入の方は、それぞれの保険者(勤務先など)にご確認ください。	
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金	○(国民年金[1号]被保険者)手続きは必要ありません。 * (氏が変更になる場合)年金手帳の氏名変更欄を自分で記載。納付書は、新たに発行される分でも、お持ちの分でも使用可能 ○(国民年金[3号]被保険者の方)国民年金[1号]被保険者への切替【年金手帳または基礎年金番号通知書・資格喪失証明書など】	国保・年金課 948-6356 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> その他の年金 (市役所以外の手続)	○厚生年金等(2号)被保険者の方は、勤務先にてご確認ください。	

項目		内容【 】内は、必要なもの	担当課 (市外局番 089)
□ 印鑑登録		○(氏の変更がない場合)手続きは必要ありません。 ○(氏に変更があり、登録印に変更前の氏が含まれている場合)登録が抹消されるため必要な方は登録申請【登録する印鑑・官公署発行の顔写真付本人確認書類(マイナンバーカード・免許証・パスポートなど)】 *届出人が代理の場合(委任状が必要)や、官公署発行の顔写真付本人確認書類がない場合は、登録までに日数がかかります。 ○(旧氏の印鑑登録を希望する方)窓口でご相談ください。	市民課 948-6338 (本館1階)
□ 市立小中学生 (保護者)		○(保護者を変更する場合)学校へ連絡	学校教育課 948-6870 (第4別館3階)
□ 児童手当 (公務員を除く)		○(受給者に変更になる場合)認定請求 【請求者名義の口座が分かるもの・請求者等の健康保険証など】 *原則、手続きされた翌月分から支給 ○(氏名等に変更になる場合)氏名・口座等変更届	子育て支援課 948-6354 (別館2階)
医療費助成	□ 重度心身障がい者	○(受給者・保護者の氏名に変更になる場合)変更届【以前の受給者証】 ○(保護者を変更する場合)変更届【以前の受給者証】	障がい福祉課 948-6936 (別館1階)
	□ 子ども	○(保険証に変更になる場合)変更届【新しい保険証・以前の受給者証】	子育て支援課 948-6888 (別館2階)
	□ ひとり親家庭 ※㊦でも可	○新規申請【親と子の保険証・親と子の戸籍謄本など(世帯状況等により異なります)】 *20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、要件に該当する場合は対象 *手続きには時間がかかります。	
□ 児童扶養手当 ※㊦でも可		○新規申請【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の銀行通帳など】 *父母の離婚により18歳以下の児童を引き取り養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合は対象 *申請には事前相談が必要。状況により必要書類が増える場合があります。 *手続きには時間がかかります。	子育て支援課 948-6845 (別館2階)
□ 愛顔っ子応援券 (おむつ券)		○(保護者に変更になる場合)変更申請【おむつ券】	子育て支援課 948-6418 (別館2階)
□ 養育費・面会交流		養育費の取り決め方法および子どもの面会交流に関する相談に応じます。	福祉・子育て相談窓口 948-6413 (別館1階)
□ 身体障害者手帳 ※㊦・㊧・㊨でも可		○(氏名・住所が変更になる場合)変更届【身体障害者手帳】	障がい福祉課 948-6369 (別館1階)
□ 療育手帳 ※㊦・㊧でも可		○(氏名・住所が変更になる場合)変更届【療育手帳】	障がい福祉課 948-6369 (別館1階)
□ 精神障害者保健福祉手帳		○(氏名・住所が変更になる場合)変更届【精神障害者保健福祉手帳】	保健予防課 911-1816 (保健所1階)
□ 介護保険		○(氏名・住所が変更になる場合)新しい被保険者証は後日郵送で届きます。お持ちの被保険者証はお返してください。 *負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの場合も同様 *世帯の課税状況等の変化から負担限度額の段階が変更になる場合は、改めて審査を行うため再度、負担限度額認定申請を行う必要があります。	介護保険課 948-6919 (別館2階)
□ 各種市税 ※㊦・㊧でも可		○(口座名義人の氏名が変更になる場合)口座振替変更届 ○(口座振替を廃止する場合)口座振替廃止届	納税課 948-6270 (本館2階)
□ 市県民税		確定申告(市県民税申告)時に、寡婦控除、ひとり親控除の申請ができる場合があります。給与所得の方は年末調整時に勤務先でご確認ください。	市民税課 948-6291 (本館2階)
□ 本人通知制度		○(市外にお住まいで、氏名・住所等が変更になる場合)変更届 ○(本籍を市外から松山市内に異動された方)変更届	市民課 948-6342 (本館1階)
□ 旧氏併記		○(離婚前の氏を住民票等に記載したい場合)新規申請 【記載希望の旧氏が記載されている戸籍謄本などから現在戸籍に至る全ての戸籍謄本など】 ○(登録している旧氏を変更したい場合)変更申請【離婚後の戸籍謄本など】 ○(登録している旧氏を削除したい場合)削除申請	市民課 948-6337 (本館1階)
□ 飼い犬		○(所有者氏名・所在地が変更になる場合)犬の所在地等変更届【鑑札など】 ○(国にマイクロチップ登録している犬)所在地変更届は必要ありません。 指定登録機関の日本獣医師会へご連絡ください。	生活衛生課 911-1862 (保健所1階)